

燕市告示第 487 号

つば推し！リポーター ^{さくらざき}桜咲ユメの利用に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 25 日

燕 市 長 鈴木 力

つば推し！リポーター ^{さくらざき}桜咲ユメの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市の魅力や取組を広くPRし、イメージアップを図ることを目的として、市が所有する「オリジナルキャラクター つば推し！リポーター ^{さくらざき}桜咲ユメ」（以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 キャラクターの利用に関する一切の権利は、市に帰属する。

2 写真等の利用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として承認しない。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ「桜咲ユメ」利用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要さないものとする。

(1) 国、地方自治体及びそれに準ずる者が利用するとき。

(2) 報道機関が報道の目的で利用するとき。

(3) 著作権法第30条の規定による私的利用の範囲内で利用するとき。

(4) 市又は市教育委員会の後援若しくは共催の承諾を受けた事業に利用するとき。

(5) その他市長が適当と認めたとき。

- 3 キャラクターを営利目的で利用しようとする者は、あらかじめ市長と協議した上で、申請書を市長に提出するものとする。

(利用の審査及び承認)

第4条 市長は、前条第1項及び第3項に規定する申請があったときは、その内容を審査する。

- 2 市長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

- (2) 市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。

- (3) キャラクターのイメージを損なうおそれがある利用と認められるとき。

- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

- (5) 特定の個人、法人、団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。

- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- (8) 申請者が、日本国内に所在地を有する者(日本国外に所在地を有するが、市長が適当と認める場合を除く。)でないとき。

- (9) その他市長が不適切と認めたとき。

(利用承認)

第5条 市長は、前条の承認をするときは、「桜咲ユメ」利用承認通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。この場合において、市長はキャラクターの利用方法等について条件を付することができる。

- 2 市長は、利用を承認しない場合、「桜咲ユメ」利用不承認通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し、利用状況について調査

を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(利用期間)

第6条 キャラクターを利用することができる期間は、当該承認を受けた日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

(利用料)

第7条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに利用し、市長の指示する利用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状、配色等を正しく利用すること。
 - (3) イメージを損なう展開又は応用利用はしないこと。
 - (4) キャラクターの利用承認物件に関して苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
 - (5) キャラクターを利用する場合は、原則としてデザインに近接して「つば推し！リポーター 桜咲ユメ」又は「桜咲ユメ(燕市オリジナルキャラクター)」と表記し、かつ、市の著作物であることを示す「©新潟県燕市」と表記すること。
 - (6) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長へ提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 利用承認物件に関して、市が推奨しているような誤解を生む表記をしないこと。
 - 3 キャラクターを利用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第9条 キャラクターの利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「桜咲ユメ」利用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「桜咲ユメ」利用変更承認通知書(様式第5号)をもって通知する。この場合において、市長は、キャラクターの利用方法等について条件を付することができる。

3 市長は、利用変更を承認しない場合、「桜咲ユメ」利用不承認通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

4 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。
(キャラクターの改変等)

第10条 キャラクターを改変しての応用利用は、一切認めない。
(承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用状況の変更を求めるほか、利用承認を取り消すことができる。

(1) この告示に違反した又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「桜咲ユメ」利用承認取消通知書(様式第6号)により、当該利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る利用対象物件を利用してはならない。

(責任の制限)

第12条 前条の規定によりキャラクターの利用を取り消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 利用者が、デザインの利用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償、損失の補償等を求められた場合であっても、市はその責任を一切負わないものとする。

3 市は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(権利の設定の禁止)

第13条 使用者は、キャラクターについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(損害賠償)

第14条 利用者がキャラクターの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの利用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年○月○日

燕市長 様

申請者 住所(所在地)

〒

氏名(名称及び代表者名)

「桜咲ユメ」利用承認申請書

下記のとおり「桜咲ユメ」を利用したいため、申請します。なお、利用にあたり、つば推し！リポーター「桜咲ユメ」の利用に関する要綱を遵守します。

- 1 利用対象物件名
- 2 利用方法
- 3 利用目的
- 4 利用するデザインの番号
- 5 利用期間
- 6 販売計画 ※ 販売する場合は記入してください。
 - (1) 商 品 名
 - (2) 販売価格
 - (3) 販売数量
 - (4) 販売箇所
- 7 添付書類
 - (1) 企業概要がわかるもの（個人の場合は活動内容等がわかるもの）
 - (2) 企画書(商品名、販売価格、販売方法等を明記したもの)
 - (3) 利用形態及び形状のわかる見本等(カラー画像、レイアウト等)
 - (4) その他参考になるもの
- 8 担当者様連絡先
 - (1) 職・氏名：
 - (2) 電話番号：
 - (3) F A X：
 - (4) メールアドレス：

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号

○年○月○日

(申請者) 様

燕市長

「桜咲ユメ」利用承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった、「桜咲ユメ」の利用について、下記のとおり承認します。

- 1 承認番号
- 2 利用対象物件名
- 3 利用方法
- 4 利用目的
- 5 利用するデザインの番号
- 6 利用期間
- 7 販売内容
 - (1) 商 品 名
 - (2) 販売価格
 - (3) 販売数量
 - (4) 販売箇所
- 8 使用条件
 - (1) 承認された内容により利用すること。
 - (2) 承認を受けた利用権は、これを譲渡又は転貸しないこと。
 - (3) つば推し！リポーター「桜咲ユメ」の利用に関する要綱及び「桜咲ユメ」利用の手引きに従って利用すること。

様式第 3 号(第 5 条, 第 9 条関係)

第 号

○年○月○日

(申請者) 様

燕市長

「桜咲ユメ」利用(変更)不承認通知書

○年○月○日付で(変更)申請のあった、「桜咲ユメ」の利用について、下記の理由により不承認とします。

1 利用対象物件名

2 理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

○年○月○日

燕市長 様

申請者 住所(所在地)

〒

氏名(名称及び代表者名)

「桜咲ユメ」利用変更承認申請書

○年○月○日付け第○号で承認を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

1 承認番号

2 利用対象物件名

3 変更内容

4 添付書類

- (1) 利用形態及び形状のわかる見本等(カラー画像、レイアウト等)
- (2) その他参考になるもの

5 担当者様連絡先

- (1) 職・氏名：
- (2) 電話番号：
- (3) F A X：
- (4) メールアドレス：

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号

○年○月○日

(申請者) 様

燕市長

「桜咲ユメ」利用変更承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった、「桜咲ユメ」に関する利用内容の変更について、下記のとおり承認します。

1 承認番号

2 利用対象物件名

3 変更内容

4 使用条件

- (1) 承認された内容により利用すること。
- (2) 承認を受けた利用権は、これを譲渡又は転貸しないこと。
- (3) つば推し！リポーター「桜咲ユメ」の利用に関する要綱及び「桜咲ユメ」利用の手引きに従って利用すること。

様式第 6 号(第 11 条関係)

第 号
○年○月○日

(申請者) 様

燕市長

「桜咲ユメ」利用承認取消通知書

○年○月○日付け第○号で承認した「桜咲ユメ」の利用について、下記のとおり取り消します。

1 利用対象物件名

2 取消の理由